

## 1 法律上の規定による基準

### (1) 旅館業法第3条第2項

都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基く処分に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- 二 第8条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して3年を経過していない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前2号の一に該当する者があるもの

### (2) 旅館業法第3条第3項

第1項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次の各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除くものとし、以下単に「学校」という。）
- 二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（以下単に「児童福祉施設」という。）
- 三 社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前2号に掲げる施設に類するものとして都道府県の条例で定めるもの

### (3) 旅館業法第3条第4項

都道府県知事は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第1項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によって前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されないかどうかについて、学校については、当該学校が大学附置の国立学校（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校をいう。）であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会、高等専門学校以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第46条に規定する行政庁の意見を、前項第3号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。

### (4) 旅館業法第3条第5項

第2項又は第3項の規定により、第1項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。

### (5) 旅館業法第3条第6項

第1項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。

### (6) 旅館業法施行令第1条

### (7) 旅館業法施行令第2条

ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであって、厚生労働省令で定めるものについては、前条第1項から第3項までに定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。

### (8) 旅館業法施行規則第1条

### (9) 旅館業法施行規則第5条

## 2 国の運用通達による基準（該当部分）

- (1) 旅館業、興行場及び浴場業に対する防火安全対策の徹底について（昭和44年環衛第9072号 記の3）

旅館業の営業許可に当たっては、当該営業施設について所轄建築業機関からの検査済証の送付及び所轄消防機関からの消防法令に適合する旨の通知書の送付を受けない間は当該営業の許可はさし控えるものとされたい。

- (2) 旅館業法の一部を改正する法律等の施行について（昭和32年衛発第649号 第1、第2）
- (3) 旅館業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（昭和45年環衛第101号 第1、第2）
- (4) 旅館業における衛生等管理要領について（昭和59年環指第24号）
- (5) 旅館業における善良風俗の保持について（昭和59年環指第23号 別記）  
施設の構造設備は、善良の風俗が害されることのないよう次の各号に定めるところによること。
  - 一 施設の外壁、屋根、広告物及び外観等は、立地場所における周囲の善良な風俗を害することがないように意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和する構造設備であること。
  - 二 玄関帳場（フロント）には、宿泊者その他の利用者の出入りを容易に見ることができないような囲いを設けたり、また相対する宿泊者等に直接面接できないような構造等の措置を講じてはならないこと。
  - 三 施設には、人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、器具、がん具その他これに類するものを備えつけてはならないこと
  - 四 浴室の内部が当該浴室の外から容易に見えるような人の性的好奇心をそそるおそれのある構造であってはならないこと。
  - 五 施設の外部には、人の性的好奇心をそそるおそれのある休憩料金その他の表示を示す広告物を備え付けてはならないこと。

### 3 県独自の基準（該当部分）

- (1) 鳥取県旅館業法施行条例第2条
- (2) 鳥取県旅館業法施行条例第3条
- (3) 鳥取県旅館業法施行条例第4条
- (4) 鳥取県旅館業法施行条例第5条
- (5) 鳥取県旅館業法施行条例第6条
- (6) 鳥取県旅館業法施行条例第7条
- (7) 鳥取県旅館業法施行細則第2条
- (8) 鳥取県旅館業法施行細則第3条
- (9) 鳥取県旅館業法施行細則第4条
- (10) 鳥取県旅館業法施行細則第5条
- (11) 鳥取県旅館業法施行細則第6条
- (12) 鳥取県旅館業法施行細則第7条
- (13) 旅館業法施行令の一部改正に伴う構造設備基準等の取扱いについて（昭和46年発衛第119号）
- (14) 鳥取県告示第779号（昭和45年11月27日）
- (15) 営業許可における関係法令についての事前指導の取扱いについて（昭和48年発衛第58号）